

公募型プロポーザル手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成26年10月2日

世田谷区

1. 業務委託の概要

(1) 件名

野毛一丁目西部地区地区計画策定支援等業務委託

(2) 目的

野毛一丁目地区にある都営野毛町アパートについて、築50年近くが経過し、東京都では都営住宅耐震化整備プログラムに基づき建替え計画が予定されている。建て替えにあたり地区の環境等に配慮した適切な誘導が求められるため、平成28年度を目処に「一団地の住宅施設」を廃止し、新たに「野毛町一丁目西部地区地区計画」を定める都市計画変更を予定している。

平成26年度では、「地区街づくり計画及び地区計画」（以降、計画）の策定に向けて地区の現況と課題を整理し、関係機関との協議を進めながら“計画たたき台案”を作成するものである。

平成27年度は、“計画たたき台案”を基に、関係機関及び地区住民との協議を進めながら“計画（素案・原案）”を作成し、平成28年度には“計画（原案）”を基に関係機関及び地区住民との協議を進めながら“計画”を策定するものである。

(3) 対象地域

野毛一丁目、野毛二丁目各地内（図-1 区域図 参照）

(4) 業務内容

今年度は以下の項目について、資料の作成等を行う。

（計画策定の全体スケジュールは図-2 参照のこと）

<平成26年度>

(4)-1 地区現況調査及び分析、整理（周辺を含む）

(4)-2 地区課題の整理

(4)-3 地区街づくり計画（たたき台案）の作成

(4)-4 地区計画（たたき台案）の作成

(4)-5 一団地の住宅施設変更及び広域避難場所機能維持にかかる検討

以下、平成27年度以降については予定業務内容とし、スケジュールの進捗状況により変更の可能性はある。

<平成27年度>

(4)-6 権利者調査

(4)-7 地区街づくり計画の作成

(4)-8 地区計画の作成

(4)-9 地元への広報紙配布及び意見交換会開催の支援

(4)-10 関係機関（東京都等）協議の支援

<平成28年度>

(4)-11 地元への広報紙配布及び意見交換会開催の支援

(4)-12 関係機関（東京都等）協議の支援

(5) 履行期間 平成26年12月中旬（予定）から平成29年3月17日まで

委託契約は年度毎に行う。履行内容が良好と認められ、平成27年度予算案および平成28年度予算案が区議会で議決されることを条件として平成27年度および平成28年度の契約を締結する。

2. 参加資格条件（実績等）

次に掲げる要件のすべてに該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと

(2) 世田谷区の競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 平成21年度以降に、地区計画策定等に係る業務を行った実績を有すること
- (5) 平成21年度以降に、住民参加型の会議を運営した実績を有すること

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 予定技術者の資格と経歴
- (2) 同種又は類似業務の実績
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 当該業務の実施方針及び実施手法
- (5) 企画提案書の的確性と実現性
- (6) ヒアリングでの説明内容の明確性
- (7) 見積金額の妥当性

5. 手続等

(1) 担当部課

〒158-8503 世田谷区等々力3丁目4番1号(玉川総合支所第二庁舎2階)

世田谷区 玉川総合支所街づくり課 (担当:石橋、高木)

電話:03-3702-4539 / FAX:03-3702-4094

(2) 説明書の交付期間ならびに交付場所及び方法

期 間:平成26年10月2日(木)から10月14日(火)まで

土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで(午前12時から午後1時を除く。)

場 所:上記(1)に同じ

方 法:希望者に窓口にて無償配布する(区のホームページからダウンロード可)

(3) 参加表明書(様式1)の提出期限ならびに提出場所及び方法

期 限:平成26年10月15日(水)午後5時まで

場 所:上記(1)に同じ

方 法:持参又は郵送又はEメール及びファクシミリ可 提出期限必着

参加表明書を提出する前に、要電話連絡(方法について確認)

メールアドレス【SEA02216@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

(4) 提案書の提出期限ならびに提出場所及び方法

期 限:平成26年11月19日(水)午後5時まで

場 所:上記(1)に同じ

方 法:持参又は郵送(宅急便、書留書、送達確認できるものに限る) 提出期限必着

6. 今後のスケジュール(予定)

・手続開始の公告日 平成26年10月2日(木)

・説明書の交付期間 平成26年10月2日(木)~10月14日(火)

交付場所及び参考資料閲覧:玉川総合支所街づくり課

(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

区のホームページからダウンロード可

・参加表明書提出期限 平成26年10月15日(水)午後5時

・提案者招請電話 平成26年10月20日(月)

・提案者招請通知交付 平成26年10月20日(月)~10月21日(火)

・質問提出期限 平成26年10月24日(金)午後5時まで(メール)

・質問回答送付 平成26年10月31日(金)(メールまたは窓口交付)

・提案書の提出日 平成26年11月19日(水)

受付場所:玉川総合支所街づくり課(午前9時から午後5時まで)

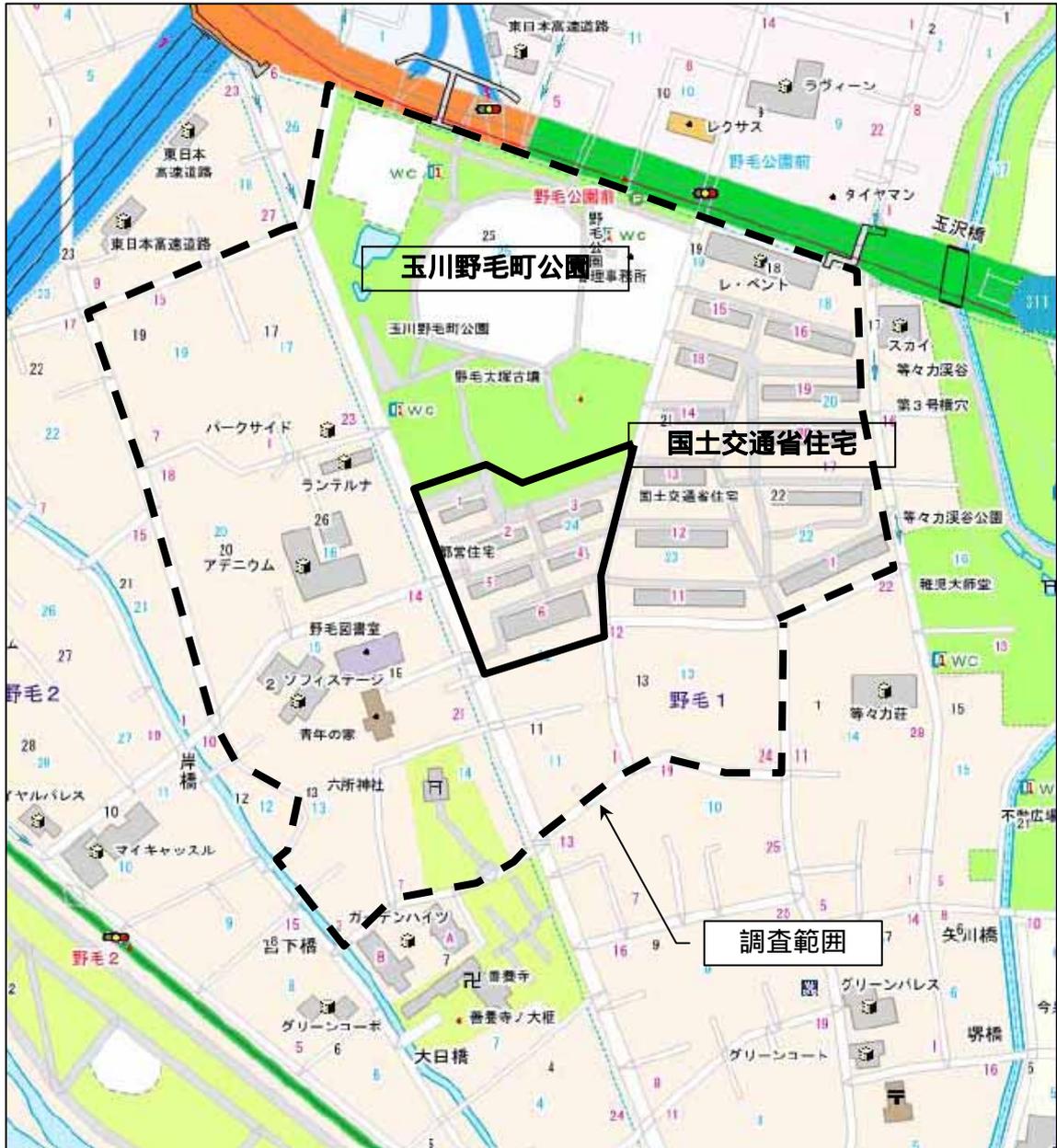
・1次審査結果の通知 平成26年12月1日(月)

- ・ 2次審査 平成26年12月8日(月)
提案書審査：ヒアリングによる最終業者選考（場所：玉川総合支所内会議室）
- ・ 2次審査結果の通知 平成26年12月9日(火)
- ・ 契約 平成26年12月中旬(予定)

7. その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成に係る経費は参加者の負担とし、選定以外に無断で使用しない。また、選定されたものを公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本語通貨に限る。
- (3) 契約保証金【免除】、契約書作成【要】
- (4) 当該事業に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 【有】
平成27年度 野毛一丁目西部地区地区計画策定支援等業務委託(その2)
平成28年度 野毛一丁目西部地区地区計画策定支援等業務委託(その3)
- (5) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、世田谷区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (6) 詳細は、説明書による。

図-1 区域図



地区計画策定区域 [予定] : 一団地の住宅施設「都営野毛町アパート」

周辺調査範囲 : 野毛一丁目、野毛二丁目各地内
 (野毛一丁目11番~13番、18番~25番、野毛二丁目13番~17番、19番~20番)

図-2 野毛一丁目西部地区地区計画策定スケジュール(予定)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
地区計画策定手続き		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">1月 意見交換会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center; margin-left: 100px;">3月 素案説明会</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center;">5月 原案説明会</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; text-align: center; margin-left: 100px;">12月 告示</div>
主な業務内容	条件整理 たたき台の作成	権利者調査 ニュース配布 素案の検討・作成 ニュース配布 原案の検討・作成	ニュース配布 パンフレット等作成 ニュース配布 意見のとりまとめ